

JGAP 総合規則
家畜・畜産物

2019



発行日 : 2019年09月17日
運用開始日 : 2019年10月01日

目 次

章	内容	頁
	はじめに	1
1.	適用範囲	2
2.	引用文書	2
3.	用語の定義と説明	2
4.	JGAP における機能分担	7
5.	JGAP に関する文書の開発と文書管理	7
6.	JGAP 認証の範囲	9
7.	JGAP 認証の基本	10
8.	JGAP 認証の流れと認証後の管理	14
9.	農場・団体の権利と義務および認証取消し・返上	21
10.	JGAP の認証に関する表示	23
11.	JGAP 審査員	23
12.	JGAP 内部監査員および JGAP 指導員	26
13.	認定機関および認証機関	27
14.	JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認	29
15.	JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証	30
16.	JGAP と他の GAP との同等性認証	31
17.	苦情対応、利害関係者の意見集約および認証プログラムの見直し	32

はじめに

JGAP の開発および運営は一般財団法人日本 GAP 協会（以下、「協会」という。）が行っている。協会は、JGAP を公平公正に開発および運営し、透明性の高い情報公開を行う。協会は、下記の理念に基づく JGAP の開発と運営を通して、日本の農業および食品関連産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

JGAP の理念

JGAP は人間と地球と利潤の間に矛盾のない農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指します。

日本および東アジア・東南アジアの農場に向けて、安全な農畜産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と人権の尊重、適切な販売管理を実現するための手法として JGAP は開発されました。JGAP が農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAP とは日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者と農畜産物の買手側の両者が協力して開発するべきものです。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要があります。

JGAP は農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農畜産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものです。

農畜産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することが JGAP の目指す最終的な目標です。

1. 適用範囲

1.1 一般

本規則は、JGAP の運営全般について規定する。JGAP の運営主体である協会をはじめ、農場・団体、認証機関、認定機関、研修機関等、本規則に規定される関係者は、本規則に従って活動することが要求される。

1.2 適用する範囲

JGAP 認証プログラムでは【農産物】と【家畜・畜産物】について取り扱う（詳細は本規則 6.2 認証の対象となる商品 参照）。

現時点においては、暫定的に【農産物】と【家畜・畜産物】はそれぞれ別の総合規則として規定する。本規則は【家畜・畜産物】の総合規則として規定しているが、将来の一体化に向けて【農産物】と共通化を図っている箇所もある。

2. 引用文書

- (1) ISO/IEC 17067:2013 (Conformity assessment-Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes)
(邦訳：製品認証の基礎および製品認証スキームのための指針)
- (2) ISO/IEC 17011:2017 (Conformity assessment-General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies)
(邦訳：適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項)
- (3) ISO/IEC 17065:2012 (Conformity assessment-Requirements for bodies certifying products, processes and services)
(邦訳：適合性評価 - 製品、プロセスおよびサービスの認証を行う機関に対する要求事項)
- (4) ISO 19011:2018 (Guidelines for auditing management systems)
(邦訳：マネジメントシステム監査のための指針)
- (5) IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling Issue 1, version3 (IAF MD1:2018)
(邦訳：サンプリングに基づく複数サイトの認証のための IAF 文書)

3. 用語の定義と説明

3.1 農産物と家畜・畜産物共通の用語

(1) GAP

Good Agricultural Practice の略称のことで、農畜産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその実践のことである。「良い農業のやり方」、「適正農業規範」、「農業生産工程管理手法」などと訳されている。国連食糧農業機関（FAO）では、「GAP とは、農業生産の環境的、経済的および社会的な持続性に向けた取組であり、結果として安全で品質の良い食用および非食

用の農畜産物をもたらすものである。」と定義されている。

(2) JGAP

協会により開発された GAP の認証プログラムの一つで、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアの視点から適切な農場管理のあり方についてまとめられたもの。なお、JGAP は製品認証の認証プログラムであり、開発に当たっては ISO/IEC 17067 を参考としている。

(3) 認証プログラム

特定の規則および手順に関する開発、研修・教育、運用、認証、認定等の一連の仕組みや制度のことをいう。協会は JGAP の認証プログラムに最終的に責任を有する認証プログラムオーナー（CPO）である。

(4) JGAP に関する文書

本規則 5.1 に示す JGAP に必要な文書をさす。

(5) JGAP 基準文書

JGAP に関する文書のうち、JGAP の認証の基準となる文書で下記がある。

- ・ JGAP 総合規則
- ・ JGAP 農場用 管理点と適合基準
- ・ JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準
- ・ ガイドライン

(6) 農場

農畜産物の生産を実施し、生産される農畜産物の所有権を保有し、一体的な管理体制をもつ経営体である。一体的な管理体制とは、原則として同一の資本・経営の下で生産が行われていることをさす。農場に複数の畜舎・施設・圃場群がある場合には、「生産管理ユニット」が存在していることになる。

(7) 団体

一定の方針のもとに複数の農場が集まり、代表者および団体事務局を有する組織をいう。

(8) 団体事務局

JGAP に関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局をいう。団体事務局を担う組織は、原則として、法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団（正式な法人格がない組織）であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、団体統治の責任を負うため、マネジメントシステム（団体統治）に関する十分な知識を有していることが求められる。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。

(9) 認証農場

審査を受け、JGAP 認証を取得した農場をいう。団体を構成する農場も認証農場であるが、認証は、団体を通じて与えられていることを認識する必要がある。

(10) 認証団体

審査を受け、JGAP 認証を取得した団体をいう。

(11) 農場・団体

農場および団体を総称する場合に使用する。

(12) 生産管理ユニット

一つの農場に複数の畜舎・施設・圃場群が存在する場合におけるそれぞれの畜舎・施設・圃場群のこと。複数の生産管理ユニットが存在する農場には、一元的な管理を有する農場と有しない農場がある。一元的な管理体制とは、中央管理機能を有する部署（本社等）に指示命令系統が統一され、その部署において畜舎・施設・圃場における作業記録等が集約・確認できる管理体制をさす。一元的な管理体制を有しない農場の場合は、それぞれの生産管理ユニットを独立した農場と見なして、生産管理ユニットごとに「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に取り組む必要がある。

(13) 同一経営マルチサイト

複数の生産管理ユニットが一元的な管理体制下にある農場は、団体認証として取り扱うことができる。このタイプは団体認証の中でも「同一経営マルチサイト認証」として識別して管理する。

なお、「同一経営マルチサイト認証」を扱う場合には、「農場」は「生産管理ユニット」に、「団体」は「同一経営体」に、「団体事務局」は「中央管理機能（本社等）」に読み替える。また、「同一経営マルチサイト認証」の場合には、認証書にそのことがわかるように記載する必要がある（本規則 7.4 参照）。

(14) 農畜産物

農産物および家畜・畜産物の総称をいう。

(15) 品目

「JGAP 標準品目名リスト」に掲げる家畜・畜産物をいう。

(16) 商品

農場または団体から出荷先に最終的に引き渡す農産物または家畜・畜産物をいう。

(17) 食品

JGAP において、食品とはすべての飲食物をいう。

(18) 認証農畜産物

下記 a) から d) の条件をすべて満たした農畜産物をいう。認証農産物、認証家畜、認証畜産物と分けて使用する場合もある。

- a) 個別認証または団体認証の農場で生産され、認証の有効期限内に出荷される農畜産物
- b) JGAP 認証書に記載のある品目
- c) 農産物取扱い施設がある場合には、JGAP 認証書に記載のある農産物取扱い施設で取り扱われる農産物
- d) 畜産物取扱い施設がある場合には、JGAP 認証書に記載のある畜産物取扱い施設で取り扱われる畜産物

(19) 施設

農場管理に使用するためのすべての建物、構築物および装置をいう。施設には、畜舎、倉庫・保管庫、農産物取扱い施設、畜産物取扱い施設、家畜排せつ物管理施設のほか、電気・重油・

ガス・水（排水を含む）・圧縮空気等の水道光熱関連設備、作業員の飲食・喫煙・休憩場所、トイレ等が含まれる。

(20) 倉庫・保管庫

動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の農業用資材、燃料、農機具等が保管されている建物等がある。

(21) 外部委託

農畜産物の生産工程に直接かかわる作業の一部を外部の事業者へ委託すること。なお、団体認証において、団体を構成する農場間の生産工程に関わる作業支援は、外部委託に該当しない。

(22) 自己点検

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」に基づく農場管理の運用状況を農場が自ら点検・確認すること。JGAP では年 1 回以上実施することを求めている。

(23) 内部監査

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たすように定めた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の統治管理の一環として、団体事務局および団体を構成する全農場の運用状況を内部監査員、内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者および団体の代表者に報告すること。JGAP では年 1 回以上実施することを求めている。

*注記)「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」が新たな版となり、それに対応する「団体・農場管理マニュアル」を新たに作成し、運用する場合には、前回の内部監査から 1 年経過していなくとも、新たな「団体・農場管理マニュアル」に基づく内部監査を実施する必要がある。その場合、新旧の差分に関する部分のみ内部監査を実施してもよい。また、認証機関による審査の前に新たな「団体・農場管理マニュアル」に基づく内部監査を完了していることが求められる。

(24) 団体・農場管理マニュアル

下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書

- a) 団体事務局の団体統治の手順（「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。）
- b) 団体事務局が担当する農場管理の手順（「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。）
- c) 農場が担当する農場管理の手順のうち団体共通の手順（「JGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす必要がある。）

(25) 認証

農場・団体に対して、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を基準として、認証機関が JGAP の運用状況および JGAP の運用により生産された農畜産物の適合性評価（注記）を実施し、公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。

*注記) JGAP ではプロセス（農業生産工程管理）とプロセスからアウトプットされる製品（農畜産物）の両方を認証の対象とする。

(26) 判定

ISO/IEC 17065の「7.6 認証の決定」をいう。「7.6 認証の決定」は、ISO/IEC 17065の「7.5

評価結果のレビュー」(JGAPでは「審査結果のレビュー」という。)に基づき、認証機関としてJGAP認証の授与・継続・更新・一時停止・取り消しを最終的に決定することである。

(27) 認定

認証機関が、JGAP 総合規則および ISO17065 に基づき、農場・団体の JGAP 運用状況および JGAP の運用により生産された農畜産物の適合性評価を行う能力があることを認定機関が公式に実証したことを伝える第三者証明のこと。

(28) 理事会

本規則では、協会の理事会をいう。

(29) 技術委員会

本規則では、協会の技術委員会をいう。「総合規則」、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の開発を担当する委員会。技術委員長はすべての技術委員会を統括する。詳細は「JGAP 技術委員会規程」による。

(30) 協会事務局

JGAP に関する事務を担当する。事務局長は JGAP に関する事務管理を統括する。

(31) 農場・団体のルール違反

農場・団体が「JGAP 農場用 管理点と適合基準」、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき定めたルールおよび「JGAP 総合規則」に違反していること。

3.2 家畜・畜産物特有の用語

(32) 家畜

JGAP では乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏および肉用鶏をいう。

(33) 畜産物

JGAP では生乳および鶏卵をいう。

(34) 生産工程

飼養工程、畜産物取扱い工程および自給飼料生産工程を総称して「生産工程」という。(6.3(3)「生産工程カテゴリー」の表参照)

(35) 畜舎

家畜の飼養管理を目的とした施設をいう。

(36) 畜産物取扱い施設

搾乳施設、生乳処理施設、集卵所等の畜産物取扱い工程に関わる施設をいう。

(37) 家畜排せつ物管理施設

家畜糞や家畜糞と家畜尿を敷料(モミガラやワラなど水分調整をするための資材)等で吸着させたものなど固形状の家畜排せつ物の場合の管理施設(処理または保管するためのたい肥舎)や乾燥施設、および家畜尿やスラリー(家畜糞と家畜尿が混合した流動性の高い状態のもの)など液状の家畜排せつ物の場合の尿溜りやスラリートank、汚水処理施設等をいう。

(38) 草地等

飼料作物の作付け地および野草地をいう。

(39) 並行飼養

同一品目について、認証家畜とそうでない家畜を同一の認証農場で同時に飼養すること。

(40) 預託

家畜の飼養工程の一部を外部委託すること。

4. JGAP における機能分担

JGAP における協会、農場・団体、認証機関、認定機関、研修機関の機能分担は、次表に示すとおりである。

機 能 分 担 表				
協会（認証プログラムオーナー）	農場・団体	認証機関	認定機関	研修機関
* JGAP の開発と運営（総合的な監視と改善を含む） * 農場・団体の登録番号の発行 * 認証農場・団体の登録公開 * JGAP ロゴマークの発行 * 研修ツールの開発 * 研修機関の承認 * 審査員の登録 * 指導員の登録	* JGAP の運用 * 自己点検 * 内部監査 * 審査の申込 * 是正処置の報告	* 審査員の教育・訓練 * 審査の申込受付 * 審査の計画・実施 * 是正処置の受付 * 認証および認証継続の判定 * 認証書の発行 * 認証情報の協会への報告	* 認証機関の認定 * 認定証の発行 * 認定情報の協会への報告	* 研修の実施 * 審査員の養成 * 内部監査員の養成 * 指導員の養成

5. JGAP に関する文書の開発と文書管理

5.1 JGAP に関する文書

JGAP の開発・運営および認証に係る文書には下記がある（本規則 5.2 参照）。

JGAP に関する著作権は、協会が保有し、農畜産物生産と流通および認証に携わるすべての関係者が利用することができる。なお、これらの文書をもとに二次的著作物の作成を検討する場合は、協会に事前に許諾を得る必要がある。

(1) 「JGAP 総合規則」

本規則のことで、JGAP 認証の範囲・管理等、JGAP 認証に関する表示、JGAP 指導員・審査員の資格・要件等、JGAP 全般について定めた JGAP 基準文書

(2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」

適切な農場管理の視点から、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアなどについて管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した JGAP 基準文書。農畜産物別に【青果物】、【穀物】、【茶】および【家畜・畜産物】がある。なお、文中に記載されている「取組例・備考」は、農場が JGAP を運用する際に参考となる情報であり、適合基準ではない。「取組例」は適合基準に達するための手段の例示であり、「備考」は適合基準を補足する解釈や日本の場合の法令を紹介している。

* 注記「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」（本規則 15 章 参照）および「JGAP と同等性を認められた基準文書」（本規則 16 章 参照）は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」と同様に審査の基準文書とすることができる。

- (3) 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」
適切な団体統治の視点から、団体事務局が管理すべきポイントとその状態について客観的な判断基準を示した JGAP 基準文書
- (4) 「ガイドライン」
上記(1)~(3)を補足する JGAP 基準文書。詳細な内容、解釈等を別文書として発行するものや、次期改定までの暫定文書として発行する文書がある。ガイドラインには(1)~(3)の JGAP 基準文書のどの部分（管理点等）に関わるものであるかを明確にする。ガイドラインは、協会のウェブサイトにおける「ガイドライン一覧表」で明確にする。
- (5) 「技術レター」
上記の(1)~(4)を解説する情報。認証機関および農場・団体等からの問い合わせの多い事項、別途解説が必要と思われる事項等について協会のウェブサイトを通じて不定期に発信される。
- (6) 「細則」、「規約」
「JGAP 総合規則」を補足する JGAP に関する詳細なルール
- (7) 「JGAP 標準品目名リスト」
認証書に記載される品目名を示した文書

5.2 JGAP に関する文書の開発に係る責任と権限および文書管理方法

文 書	審議・起案	承認	版の識別	定期見直し頻度
JGAP 総合規則	技術委員会	理事会	版 数	1年に1回
JGAP 農場用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版 数	4年に1回
JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準	技術委員会	理事会	版 数	4年に1回
ガイドライン	技術委員会	理事会	発行年月日	必要に応じ
技術レター	技術委員会	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
細則・規約（JGAP に関係ある文書のみ）	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ
JGAP 標準品目名リスト	事務局長	技術委員長	発行年月日	必要に応じ

臨時の文書の見直しは、事務局長の要請に基づき、技術委員長が認めた場合に行うことができる。

5.3 JGAP 基準文書の発効および改定された場合の旧版の取扱い

- (1) 事務局長は、JGAP 基準文書が承認される際、関係者への周知・説明のための期間を考慮して、発効日を決定する。発効日とは、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の場合、審査の受付開始日をさす。その他については、適用開始日をさす。
- (2) 「JGAP 総合規則」、「細則」および「規約」は、新たな版が発効された時点で、旧版の効力は失効する。ただし、旧版の適用期間中に受けた不適合については、是正処置期間中に新たな版が発効されたとしても旧版の要求に従った是正処置を講じること。認証における新たな版の適用は、審査日を起点とする。
- (3) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」ならびにそれらの「ガイドライン」は、新たな版が発効された場合、旧版による初回審査・更新審査の申込み期限を新版の発効日から1年間とし、申込期限から90日以内に審査日を迎えないといけない。また、旧版による初回審査・更新審査を受けた場合、次回の維持審査は旧版での審査を原則とするが、新版で受けることも可能である。ただし、その場合には認証書を再発行する必要がある。

5.4 翻訳版の取扱い

JGAP 基準文書は、日本語版を原版とする。JGAP を日本語以外の言語に翻訳する場合、協会の技術委員会による承認が必要である。承認された翻訳版はそれを用いてその言語での JGAP の審査および認証を行うことができる。

5.5 改定版の通知

- (1) 総合規則および管理点と適合基準の改定にあたっては、パブリックコメントを行い、広範に募集した意見を考慮する。
- (2) 改定版の公表および発効は、協会のウェブサイトで公告する。協会は必要に応じて認証機関等の関係者にその旨を通知する。

6. JGAP 認証の範囲

6.1 JGAP 認証の概要

JGAP 認証にあたっては、下記の表にある JGAP 基準文書を使用しなければならない。

認証プログラム名	基準文書		
	総合規則	農場用 管理点と適合基準	団体事務局用 管理点と適合基準
JGAP	JGAP 【家畜・畜産物】 2019	JGAP 【家畜・畜産物】 2017	JGAP 【家畜・畜産物】 2017

6.2 認証の対象となる商品

(1) 認証の対象となる商品

- a) 認証の対象となる商品は、「JGAP 標準品目名リスト」に掲げる品目が対象となる。
- b) 認証を希望する農場・団体は、その農場・団体が生産・販売している品目に関し、特定の品目に限定して認証の対象とすることができる。

(2) 並行飼養について

認証農場における並行飼養は認めない。ただし、導入家畜を「農場用 管理点と適合基準」に定める一定期間飼養する場合を除く。

6.3 JGAP 認証の対象となる工程

(1) 一般

JGAP 認証の適用範囲となる工程は、農場・団体における家畜・畜産物の生産工程のすべてとする。適用範囲は、品目ごとに飼養工程、畜産物取扱い工程、自給飼料生産工程の組合せによって特定するものとし、その農場・団体における一部の工程のみに限定して適用範囲とすることはできない（例えば、飼養工程を除外して畜産物取扱い工程のみを認証の対象とすることなど）。

(2) 商品の出荷に関する適用範囲

出荷（積込・輸送・引渡し）に関する作業の適用範囲は、家畜・畜産物の買手に所有権が移行するまで、または管理責任が出荷先に移行するまでとする。

(3) 家畜・畜産物ごとの JGAP 認証の対象となる生産工程カテゴリの明確化

家畜・畜産物ごとの JGAP 認証の範囲となる工程は、下記の【生産工程カテゴリ】に示すとおりとし、認証書には認証の対象となる生産工程を明記しなければならない。

【生産工程カテゴリ】

生産工程カテゴリ		
飼養工程	畜産物取扱い工程	自給飼料生産工程
家畜を飼養し、出荷するまでの工程	・生乳においては、搾乳、生乳処理・保管および集乳車に出荷するまでの工程 ・鶏卵においては、集卵・保管および選別包装者等に出荷するまでの工程	飼養する家畜に給与するため、農場が自ら飼料作物を栽培・収穫するとともに、収穫した飼料作物から飼料を調整・製造する工程

(4) 外部委託している作業

農場・団体が、家畜・畜産物の生産工程に直接かかわる作業の一部を外部委託している場合、その作業は、食品安全、家畜衛生、アニマルウェルフェアに関して JGAP に適合する状態で管理することが求められ、当該作業の管理状態についても審査の対象となる。なお、家畜の飼養工程の一部を預託している場合には、適用範囲に含めるか含めないかを選択することができる。その場合、認証書には、預託に関する情報を明記する必要がある（7.4 参照）。

7. JGAP 認証の基本

7.1 JGAP の認証

(1) 認証の種類

JGAP の認証には下記の種類がある。

a) 個別認証：「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し、認証すること。

b) 団体認証：「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」および「JGAP 農場用 管理点と適合基準」への適合性を審査し、認証すること。

(2) 個別認証の認証農場が、その有効期限内に認証団体に加わることは可能である。この場合、個別認証は、有効期限まで有効なものとして取り扱われる。

(3) 標準審査時間

標準的な審査時間を下記に示す。認証機関は、審査時間を設定するにあたっては、審査履歴、管理体制（団体認証の場合）、品目数、生産工程の複雑さ、畜舎や施設の立地、従業員数、「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」（本規則 15 章 参照）による審査等を勘案する必要がある。認証機関は、設定した審査時間が標準審査時間から逸脱する場合には、その理由を明確にしなければならない。

a) 個別認証における審査時間

生産工程	標準審査時間
飼養工程	5～8 時間
飼養工程・畜産物取扱い工程	6～10 時間
飼養工程・自給飼料生産工程	6～10 時間
飼養工程・畜産物取扱い工程・自給飼料生産工程	8～12 時間

b) 団体認証における審査時間

団体事務局に対する審査時間および団体を構成する農場に対する審査時間は、「団体と農場の責任分担」の程度に応じてそれぞれ必要な時間を設定することができる。

7.2 JGAP 認証が求める基準への適合性

- (1) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」または「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「該当外」「適合」「不適合」のいずれかに決定される。「該当外」とする場合は、その判断の正当性を証明する必要がある。また、適合基準に手段まで記載されている場合、その手段でなくとも十分にリスク管理が可能な場合には代替手段をもって適合とすることができる。その場合にも、その判断の正当性をリスク評価の結果等をもって証明しなければならない。

なお、維持審査の場合には、本規則 7.3(2)に基づく維持審査を実施するにあたり、前回までの審査結果を考慮して確認する管理点を重点化することが可能である。

- (2) 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の管理点には、必須項目、重要項目および努力項目の3つのレベルがある。

- a) 必須項目：法令遵守などの面から最も重要で、欠かすことのできない管理点
- b) 重要項目：適合することが強く求められる管理点
- c) 努力項目：審査結果には影響しないが、より理想的な農場管理のための項目であり、積極的に取り組むことが望まれる管理点

- (3) 審査の結果、下記のとおり適合性が確認された場合に認証が与えられる。認証を受けた農場を「JGAP 認証農場」、認証を受けた団体を「JGAP 認証団体」と呼称する。

a) 個別認証の場合

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」について

- ・ 該当する必須項目に 100%適合していること
- ・ 該当する重要項目に 95%以上適合していること

b) 団体認証の場合

「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」について

- ・ 該当する項目に 100%適合していること

「JGAP 農場用 管理点と適合基準」について

- ・ 該当する必須項目に 100%適合していること
- ・ 該当する重要項目に 95%以上適合していること

7.3 審査のタイミングと条件

家畜・畜産物の生産は、ある一定の時期にしか行われたい生産工程が存在する。審査が毎回同一時期に行われると、重要な生産工程でありながら審査時期から外れているため確認することができない事態が想定される。JGAP ではそのような事態を避けるため、家畜・畜産物の認証の有効期間を2年間とし、審査時期の幅を持たせた維持審査を用意し、特に重要な生産工程を確認できるように設計している。審査は、初回審査 → 維持審査 → 更新審査 → 維持審査 → 更新審査・・・というサイクルで実施する。下記に審査のタイミングと条件を定める。

(1) 初回審査

初回審査は、JGAP 審査を初めて申し込んだ農場・団体、もしくは、以前に認証を得ていたが有効期限が切れたために再び審査を申し込む農場・団体が最初に受ける審査である。農場・団体が認証の基準を満たす運営ができていて、またはその運営体制があることを評価する審査である。この審査の認証日から2年間が認証の有効期限となる。なお、認証機関を有効期限内に変更する場合には、更新審査の扱いとなる。

(2) 維持審査

a) 一般

維持審査は、初回審査または前回の更新審査から次回の更新審査までの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていて、これを評価する審査である。

維持審査は、認証日より18か月以内の間に認証機関が指定するタイミングで実施する。

なお、自給飼料生産工程が存在する農場・団体の維持審査においては、当該生産工程で飼料作物が存在するタイミングで審査することを原則とする。

b) 維持審査の省略特例

更新審査の結果、是正処置の必要がなく、認証の基準を満たす運営ができていたことが確認された場合に限り、認証機関の判断でその後の維持審査を省略することができる。なお、初回審査後の維持審査については、この特別ルールは適用されず、農場・団体は必ず維持審査を受けなければならない。

(3) 更新審査

更新審査は、前回の審査から更新審査を受けるまでの間、認証農場・団体が継続して認証の基準を満たす運営ができていて、これを評価するとともに、これまでの有効期限内の活動を総合的に評価する審査である。この審査の終了後、有効期限が更新され、新たな認証書が発行される。有効期限は、前回の有効期限の日の翌日から起算して2年間となる。

更新審査は、審査で検出された不適合の是正処置に要する期間および判定に要する期間を考慮し、原則として有効期限の6か月前から実施可能である。

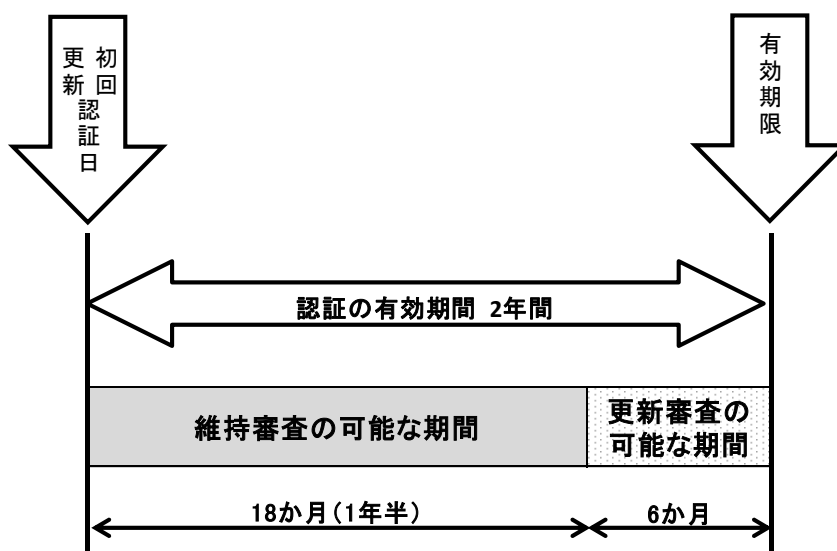
(4) 付帯条件

a) 初回審査、維持審査または更新審査のいずれも申請してきた品目の家畜が飼養中および畜産物が農場に存在中であることを条件とする。

b) 審査対象の畜舎や畜産物取扱い施設が複数ある場合、これまでの審査で確認していない畜舎や畜産物取扱い施設を優先して審査することを原則とする。

- c) 維持審査で現場確認する特に重要な生産工程は、これまでの審査で確認していない生産工程を優先して審査することを原則とする。
- d) 維持審査で検出された不適合の是正処置の対応期間が本規則 8.3(7)に定める期間を超過した場合は、有効期限内であっても認証の一時停止または認証の取消しとなる可能性がある（本規則 9.3 参照）。
- e) 本規則 7.3(3)に基づく更新審査を繰り返して実施する場合、有効期限の月と日は固定される。有効期限の月と日を変更したい場合には、認証農場・団体は、認証機関に有効期限の短縮を申請し、更新審査を前倒して実施することで調整できる。有効期限の延長による更新認証日の月と日の変更は認めない。
- f) 初回審査および更新審査を旧版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用管理点と適合基準」で受けた場合、維持審査は同じ版で受けることを基本とするが、新しい版で審査を受けることも可能である。ただし、認証書は再発行となる。

審査のタイミング



7.4 認証日、有効期限および認証書の記載事項

認証書とは、農場・団体が認証機関から JGAP の認証を与えられていることを示す文書である。

- (1) 認証日とは、認証機関が実施した審査について、認証と判定した日をさす。初回審査の場合は初回認証日、更新審査の場合は更新認証日という。
- (2) 認証の有効期限は、2 年間とする。
- (3) 認証書の様式は、認証機関が定める。認証書には下記の内容が明記されなければならない。

a) 基本情報

- ① JGAP 認証プログラムロゴマーク
- ② 認証機関の名称、ロゴおよび責任者の氏名
- ③ 個別認証の場合における農場の名称および所在地

- ④ 団体認証の場合
 - ・団体の名称および団体事務局の所在地ならびに団体を構成する全農場の名称および所在地。ただし、同一経営マルチサイト認証の場合には、読み替えにする団体の名称および団体事務局の所在地ならびに「生産管理ユニット」ごとの識別名称（本場・分場等）と所在地
 - ・同一経営マルチサイト認証の場合にはその識別
 - ⑤ 本規則 8.1(6)に定める登録番号。ただし、認証機関は固有の識別番号を同時に記載することができる。
- b) 認証の対象
- ① 認証基準
 - ・「JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物」とその版数
 - ・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 家畜・畜産物」とその版数（団体の場合）
 - ② 審査基準
 - ・「JGAP 農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物」とその版数
 - ・「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 家畜・畜産物」とその版数（団体の場合）

* 注記）認証基準と審査基準が同じ場合には省略可能である。下記のように認証基準と審査基準が異なる場合には当該審査基準を明記する。

 - ・「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」(本規則 15 章 参照)を利用した JGAP 認証
 - ・「JGAP と同等性を認められた基準文書」(本規則 16 章 参照)を利用した JGAP 認証
 - ③ 認証する商品

「JGAP 標準品目名リスト」に掲げる品目名を記載する（本規則 6.2(1)参照）。
 - ④ 認証する工程
 - ・対象となる生産工程（本規則 6.3(3)参照）を記載する。
 - ・飼養工程の一部を預託している場合には、認証範囲に含むか否かの識別を記載する。
 - ・預託している飼養工程を認証範囲に含む場合には、預託先の名称および所在地を記載する。
- c) 認証日の区分等
- ① 初回認証の場合は初回認証日、更新認証の場合は更新認証日
 - ② 認証の有効期限
 - ③ 認証書の記載事項に変更があった場合は改訂発行日

8. JGAP 認証の流れと認証後の管理

8.1 審査申込・日程調整

JGAP 認証の取得を希望する農場・団体は認証機関に審査の申込みを行う。認証機関とは、認定機関が本規則に基づいて認定した機関もしくは認定審査中の機関である。協会は、それ以外の機関が行った JGAP の認証を認めない。

農場・団体は、認証機関へ審査の申込みを行う。審査申込みは、認証機関が用意した審査申込書

を使用する。審査の申込みに当たっては下記に留意する。

なお、一元的な管理体制でない農場がある場合、下記(1)の(f)から(t)までは管理体制ごとに記載する。審査申込書に記載の同意事項に同意していない場合、農場・団体が反社会的勢力であることが判明した場合など正当な理由がある場合に限り、認証機関は審査受付を拒否することができる。

(1) 申込内容

a) 認証の種類

個別認証・団体認証の別

b) 審査のタイミング

初回審査・維持審査・更新審査の別

c) 審査希望時期

本規則 7.3 に留意すること。認証機関は、農場・団体に対して本規則 7.3 を十分に説明する義務がある。

d) 指導者の氏名

e) 認証基準および審査基準

① 「JGAP 農場用 管理点と適合基準」の版

② 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の版

* 注記 1) 認証基準と審査基準が同一である場合、審査基準は省略可能である。

* 注記 2) 「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」(本規則 15 章 参照)を利用した JGAP 認証を希望する場合は、審査基準に該当する文書名と版数を明記するとともに、他の認証プログラムによる認証書の写しを添付する。

* 注記 3) 「JGAP と同等性を認められた基準文書」(本規則 16 章 参照)を利用した JGAP 認証を希望する場合は、審査基準に該当する文書名と版数を明記する。

f) 審査対象品目(「JGAP 標準品目名リスト」に記載のある品目)

g) 審査を受ける農場・団体の基本情報

個別認証：農場の名称、所在地、経営者または代表者の氏名、農場の責任者の氏名、連絡先

団体認証：団体の名称、団体事務局の名称、所在地、連絡先、団体代表者の氏名、事務局責任者の氏名、内部監査の責任者の氏名、全構成農場の名称、所在地、農場責任者の氏名、維持審査または更新審査における前回審査以降の構成農場の異動に関する情報(農場の追加、脱退等に関する情報)

h) 農場の全体地図

農場・団体の事務所および下記の i)~m)の施設等の配置がわかる地図

i) 畜舎情報

施設名、所在地、床面積、収容頭羽数

なお、団体の場合は、団体に所属する農場ごとに記載する。

j) 畜産物取扱い施設の基本情報(該当するもの)

施設名、所在地、取扱い品目、搾乳方式、搾乳頭数、保管可能数量

k) 家畜排せつ物管理施設の基本情報

施設名、所在地、床面積、処理方法

- l) 倉庫の基本情報
名称（識別）、所在地、主要保管物（飼料、動物用医薬品、機械、燃料等）
 - m) 草地等の基本情報（該当する場合）
名称（識別）、所在地、作付けする飼料作物名
 - n) 生産工程の基本情報
対象となる生産工程（本規則 6.3(3)参照）およびその概要（フロー等）
 - o) アニマルウェルフェアに関する基本情報
「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に関するチェックリスト
 - p) 労働者に関する基本情報
労働者の有無、人数、雇用形態（常時・臨時）、外国人労働者の有無、障害者の有無、労働者の住込住居（寮等）の有無
 - q) 審査員の農場入場時の条件に関する情報
畜舎等への審査員の入場に関して事前に伝達しておく情報（例えば、入場前のシャワー・着替えの実施、ダウンタイム、持込禁止の所持品等）、および審査員に関して入手しておきたい情報（例えば、最近の渡航歴・他の畜産農場への訪問歴、入場用着衣や靴のサイズ等）
 - r) 外部委託先の情報
外部委託している作業、委託先の名称、所在地、連絡先、第三者認証の状況（本規則 8.2(4)c 参照）。預託がある場合、預託先を認証対象とするかどうかの有無（本規則 6.3(4)参照）
 - s) 自己点検（個別認証の場合）、内部監査（団体認証の場合）に基づく是正処置完了の確認
 - t) 団体認証の場合における団体の組織図、団体事務局と農場の責任分担がわかる資料
（団体・農場責任分担表、団体・農場管理マニュアル等）
- (2) 認証機関は、審査申込書を精査した後に受理する。
- (3) 認証機関は、農場・団体と認証に関する法的に拘束力のある契約を締結する。契約内容については ISO17065 によるほか、以下を追加する。
- a) 農場・団体が受けたすべての苦情および食品安全に関する重大な不適合（法令違反を含む）・商品回収・起訴ならびにそれらに対して講じた是正処置についての記録は、速やかに認証機関に報告すること。
 - b) 上記の記録は、認証機関を通じて協会へ速やかに報告されることに対する合意
- (4) 認証機関は、審査申込書の内容により審査時間（本規則 7.1(3)参照）を決定し、農場・団体と審査日程を調整する（本規則 8.2(4)c）に該当する外部委託先がある場合の調整を含む）。
- (5) 認証機関は、協会に登録された審査員を選定する（本規則 11 章 参照）。
- (6) 認証機関は、審査に先立ち、農場・団体の名称、所在地、代表者氏名を協会に連絡する。初回審査の場合、協会は当該農場・団体の登録番号を認証機関に伝える。

8.2 審査計画およびサンプリング

- (1) 認証機関は、本規則で定める要件を満たす審査員を手配する。審査員について、審査対象となる農畜産物・品目に関する専門性を確保することができない場合には、認証機関が指名す

る当該分野に専門性を有する技術専門家を審査に同行させることが可能である（注記）。団体審査の場合には、審査チームリーダーを選定する。認証機関は、審査員と農場・団体との間に利害関係がないことを事前に確認する。

*注記）技術専門家に関わる費用を農場・団体へ請求することはできない。また、技術専門家の活動は、審査員への助言に限定され、自ら審査することはできない。

(2) 認証機関は、審査計画を立案して農場・団体と合意する。移動手段、宿泊、昼食に関する情報も事前に農場・団体と共有する。

(3) 農場・団体の審査は、審査申込書に記載のある農場、施設および草地等が対象となる。農場・団体の構成や管理体制が複雑で審査申込書だけでは審査計画の立案が困難な場合、認証機関は、必要な資料を農場・団体に要求することができる。

(4) 個別認証の場合

a) 申込みのあった農場を審査する。

b) 農場に同一の機能を有する施設・草地等が複数ある場合、その農場の管理状態を確認するために適切と考え得る施設・草地等をサンプリングして審査し、それをもって審査結果とすることが可能である。

c) 農畜産物の安全に重大な影響を及ぼすと考えられる作業を外部委託している場合であって、外部委託先が JGAP または協会が別途認める第三者認証を取得していない場合、審査員は、原則として、外部委託している作業についても審査しなければならない。ただし、同一作業を複数の外部委託先に委託している場合には、平方根以上（小数点切り上げ）の数の外部委託先を選定して審査することができる。

(5) 団体認証の場合

a) 団体事務局および構成農場の審査

団体認証の場合、団体事務局および団体を構成する農場数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数の農場をサンプリングして審査する（注記 1）。

認証機関は、団体の組織体制、団体事務局と構成農場の責任分担、生産品目、生産規模（収容頭羽数等）、前回までの審査の状況等を考慮して農場をサンプリングのうえ、原則として、最初の農場審査実施日の原則 7 日前までに団体事務局に通知する（注記 2）。

複数の審査員が審査チームを組む場合、団体事務局の審査においては、全審査員が同席することが望ましいが、同席できなかった審査員には農場審査に入る前に団体事務局の審査の状況を必ず伝達すること。なお、初回審査および更新審査の場合は、団体事務局の審査終了の日から起算して 1 か月以内に農場の審査を終了させることを原則とする。

*注記 1) 団体事務局の審査の結果、内部監査の信頼性をはじめ、その団体の統治機能に不安がある場合には、認証機関の判断で、農場を追加でサンプリングして確認することができる。追加審査の対象となる農場は、あらかじめ審査計画の中で予備農場として確保しておくことが望ましい。

*注記 2) 団体事務局、農場の審査時間およびサンプリングする農場数は、審査申込み時に事前に入手した「団体の組織図」および「団体事務局と農場との役割分担のわかる資料」に基づき決定する。例えば、団体事務局主導型の団体であれば、団体事務局審査に時間をかけ、農場審査は 2 時間程度で済む場合もある。農場主導型であれば、農場審査に時間をかけ、サンプリングする農場数が事務局主導型の団体より多くなる場合がある。

b) 施設・草地等の審査

個別認証の場合と同様である（本規則 8.2(4)b) 参照）。

8.3 審査の実施および是正処置の報告の受付

- (1) 認証機関は、「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」に基づき審査を実施する。
- (2) 審査において、対象品目以外の農畜産物や関係する資材・機械設備等の取扱いが不適切であるために対象品目の食品安全に影響を及ぼす場合または家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアの観点から顕著なリスクが考えられる場合には不適合となる可能性がある。
- (3) 認証機関は、審査結果を記録し、農場・団体に対して当該審査結果を通知するとともに、不適合がある場合は、是正処置を要求する。
- (4) 団体認証の審査の場合においては、すべての審査が終了後、審査チームリーダーが団体事務局に対して審査結果を報告する。なお、複数の審査員がいる場合、審査チームリーダーは、終了会議の前にすべての審査員が指摘した不適合を検証し、審査チームの報告としてとりまとめる。
- (5) 農場・団体事務局は、審査結果について審査員に質問することができるが、オブザーバーとして参加した者は、審査員の許可を得ないで審査中に発言することはできない。
- (6) 審査の結果、不適合と指摘された項目に対して、審査後に農場・団体は適切に是正を行い、是正処置報告書を提出することによって認証を取得することが可能である。ただし、下記の場合においては、是正処置の内容を再度現地で確認する場合がある。
 - a) 審査員から「是正処置の実施状況について現地確認の必要あり」との意見が出され、認証機関もその必要があると判断した場合
 - b) 審査結果で必須項目の適合率が 70% 以下の場合
- (7) 是正処置報告書の提出期限は、審査日（審査が数日にわたる場合は、審査最終日。以下、同じ。）から起算して 4 週間以内とする。また、是正処置の内容について現地確認を行う場合は、審査日から起算して 8 週間以内を実施する。

8.4 審査結果のレビューおよび判定

- (1) 審査結果のレビューおよび判定は、審査を実施した認証機関が行う。農場・団体を審査した者を含め独立性と公平性に抵触する者が審査結果のレビューおよび判定を行ってはならない。また、審査結果のレビューおよび判定を行う者は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、審査結果のレビューおよび判定の決定日の前後 3 年以内は、審査結果のレビューおよび判定を担当した農場・団体に対しコンサルティング（注記）または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。

*注記）コンサルティングとは、農場・団体に固有の JGAP に関する助言、指示または解決を与えることをいう。誰でも自由に入手できる一般的な情報に限られた教育訓練の講師を担当することは、コンサルティングとはみなされない。

- (2) 認証機関は、認証判定の結果、認証書の発行または是正処置・再審査を要求することができる。
- (3) 認証書の発行は認証判定を実施した認証機関が行う。
- (4) 審査結果のレビューおよび判定は、是正処置完了後速やかに行う。

8.5 登録・情報公開

認証機関は、JGAP 認証農場・団体の認証後に認証書および協会が指定する内容を所定の様式で協会に報告する。協会は、ウェブサイトで認証農場・団体の名称および認証農畜産物を公開する。

8.6 認証にかかる費用

(1) 認証費用

認証にかかる費用は、認証機関が料金設定を行い、認証を受けた農場・団体に請求する。

(2) JGAP 認証農場・団体登録料

認証を受けた農場・団体は、認証機関を通して協会に JGAP 認証農場・団体登録料を支払う。

JGAP 認証農場・団体登録料は、新規に認証書が発行される初回審査時および認証書が更新される更新審査時ならびに認証後において団体内の構成農場が追加される場合に支払うものとする。認証の取消し、団体からの脱退等による JGAP 認証登録料の返還は行わない。

8.7 JGAP 認証後の管理

認証書の記載事項に変更が生じる場合、農場・団体は、認証機関に認証書記載事項変更の申請をしなければならない。認証機関は申請内容に応じ、下記の手続きをとる。また、認証機関は、認証の取消し・返上、認証範囲の縮小などにより認証書の記載事項に変更が生じた場合、農場・団体に対して速やかに認証書の返却を求めなければならない。認証機関は、変更された認証内容を速やかに協会に報告しなければならない。協会は、変更された認証内容を速やかに登録し、公開する。

8.7.1 認証日以降に品目を追加する場合

- (1) 農場・団体は、認証農畜産物を追加する場合は、認証機関に追加品目の申請をしなければならない。
- (2) 認証機関は、新たに追加された品目について認証の基準を満たす運営ができていないかどうかについて、必ず現地審査を実施したうえで、追加の可否を判定する。
- (3) 判定の結果、追加が認められる場合には認証書が再発行され、認証農畜産物として取り扱うことができる。

8.7.2 認証日以降に施設・草地等を追加・変更する場合

- (1) 農場・団体は、施設・草地等を追加・変更する場合、認証機関に追加・変更の申請をしなければならない。
- (2) 認証機関は、新たに追加・変更された施設・草地等について、認証の基準を満たす運営ができていないかどうかについて、追加・変更申請書の内容等から現地審査の必要性を判断すると

ともに、追加・変更の可否を判定する。ただし、農場・団体が自ら「JGAP 農場用管理点と適合基準」への適合を確認した旨を申請書に明記(施設のレイアウト図、写真の添付等を含む。)することによって認証機関は、現地審査を省略して施設・草地等の追加・変更を認めることができる。

- (3) 上記(2)によって追加・変更が認められた場合は、新規施設・草地等で生産された家畜・畜産物を認証農畜産物として取り扱うことができる。

8.7.3 認証日以降に団体を構成する農場を追加する場合

- (1) 認証を受けた団体が次回の維持審査または更新審査までの期間中に団体を構成する農場を JGAP 認証農場として新たに追加したい場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と基準」に従っていることを条件として、認証機関に農場の追加を申請する必要がある。
- (2) 認証機関は、新たに追加される農場数と従来の全農場数の合計の農場数の平方根(小数点切り上げ)から従来の全農場数の平方根(小数点切り上げ)を引いた農場数の現地審査を行う。
- (3) 判定の結果、追加が認められた場合には認証書が再発行され、JGAP 認証農場として取り扱うことができる。

8.7.4 その他認証書の記載事項に変更がある場合

- (1) 8.7.1 から 8.7.3 以外の理由により認証書の記載事項に変更が生じる場合、農場・団体は、認証機関に認証書記載事項変更の申請をする。
- (2) 認証機関は、変更事項について農畜産物の安全に影響を及ぼすと考えられる場合、認証の基準を満たす運営ができていると確信するに足る手段によって確認する。確認の手段には、現地審査を伴うこともあり得る。

8.8 認証機関の変更

(1) 農場・団体が変更を希望する場合

認証された農場・団体が認証機関を変更する場合、更新審査の取扱いとする。農場・団体は、変更しようとする認証機関に申請する前に、変更前の認証機関に対して当該「認証機関による認証を継続しない」旨を伝えなければならない。新たに申請をする認証機関に対しては、変更前の認証機関が交付した認証書および不適合項目一覧を含む審査報告書類一式の写しを提出しなければならない。この場合、変更前の認証機関が交付した認証書の有効期限は無効となり、新たな認証機関が発行した認証書の有効期限が適用される。

(2) 認証機関の事情により変更する場合

認証機関が認定の返上、認定の縮小など、認証機関の事情により農場・団体が認証機関を変更する場合、取得した認証は有効期限まで継続する。維持審査を受けていない場合、新たな認証機関が維持審査に相当する移行審査を実施することによって認証を維持することができる。この場合、変更前の認証機関は、当該農場の認証書および不適合項目一覧を含む審査報告書類一式(次回審査への申し送り事項を含む)の写しを協会に提出しなければならない。変更後の認証機関は、協会から審査報告書類一式を受け取り、移行審査の資料としなければ

ならない。なお、認証機関がその認定を取消された場合、当該農場・団体は協会の指示に従う。

8.9 臨時審査

- (1) 認証機関は、自らが認証した認証農場・団体に対する JGAP 認証の信頼性を著しく損なうような苦情や情報をもとに、当該農場・団体に対して臨時の審査を実施することができる。臨時審査は、当該の農場・団体について実地調査により実施する。
- (2) 認証機関は、臨時審査の審査日について 48 時間（2 営業日）より前に通知を行ってはならない。健康上の理由等の正当な理由がある場合、農場・団体は臨時審査を拒否することができるが、この場合、認証機関は速やかに別の審査日を設定しなければならない。
- (3) 上記(1)の臨時審査は、JGAP 認証の信頼性に関わる事項であって JGAP 基準文書の関係部分について実施する。ただし、作業実態を確認しなければその信頼性について審査できない場合には、審査のタイミングを考慮する。また、審査報告書には臨時審査であることが明確にわかるように記録し、認定機関および協会に報告する。それ以外については、通常の審査と同様である。臨時審査の費用は農場・団体が負担する。

9. 農場・団体の権利と義務および認証取消し・返上

9.1 農場・団体の権利

- (1) 農場・団体は、認証機関に対して苦情や異議を申立てることができる。農場・団体は、認証機関が十分な対応をしない場合、認定機関または協会に対して苦情を申立てることができる（本規則 17 章 参照）。
- (2) 協会、認定機関および認証機関は、審査の申請者である農場・団体の生産工程の詳細、評価に関する報告書やそれに伴う文書を含むあらゆる情報を機密事項として取り扱う。農場・団体は、事前に書面での同意がない限り、いかなる情報も第三者に対して公表されることはない。ただし、本規則 8.5 に従って、農場・団体の JGAP 認証の有無を農畜産物の購入者が確認する手段として、「認証農場・団体の名称」、「認証農畜産物」その他の付随する情報については、認証取得の後に協会のウェブサイトで公開する。

9.2 認証農場・団体の義務

- (1) 農場・団体は、認証書に記載された「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」の該当部分への適合に関して責任を負う。
- (2) 農場・団体は、同時に複数の認証機関から審査を受け、認証を得てはならない。
- (3) 農場・団体は、本規則に従って、認証書に記載のある品目や生産工程の変更、団体への農場の加入・脱退などのデータの変更について、認証機関に連絡する責任を負う。
- (4) 農場・団体は、農畜産物の生産工程における一部作業を外部委託する場合、外部委託業者に JGAP の基準を遵守させなければならない。

- (5) 農場・団体は、認証機関から臨時審査（本規則 8.9 参照）の申し入れがあった場合、速やかに審査および調査を受けなければならない。
- (6) 農場・団体は、認証の取消し・返上、認証範囲の縮小などにより認証機関から認証書の返却を求められた場合、速やかに対応しなければならない。
- (7) 農場・団体は、認証書の写しを他者に提供する場合、附属書を含む認証書のすべてを提供しなければならない。

9.3 認証の一時停止・取消し

認証農場・団体が下記(1)から(8)までのいずれかに該当する場合は、認証が取消されることがある。取消しの判断は認証機関が行う。判断には、臨時審査（本規則 8.9 参照）を伴う場合がある。認証機関は、認証取消しの前に当該農場・団体に対して文書による警告を行うことが望ましいが、即時取消しも可能である。認証機関による認証取消しの警告は、認証取消しの 4 週間前に行うものとする。警告を受けている間は、認証が一時停止され、JGAP ロゴマークの使用についても許可を停止する。認証機関は、認証の一時停止、一時停止解除および認証取消しについての情報を協会に連絡する。協会は、これまで登録されている農場・団体の認証状態を常に最新の情報として管理する。認証を取り消された農場・団体は、取消しの日から 5 年間は新規の審査申込みをすることができない。認証取消しについて、取消し事由が悪質であり、社会的な信頼に関わる場合については、協会のウェブサイトで公告を行い、当該農場・団体に対して刑事告訴、賠償請求等の法的手段をとる場合がある。

- (1) 農場のルール違反について指摘を受けているにもかかわらず、適切な是正処置を講じる意思がない、または 3 か月以上放置されていることが確認された場合
- (2) 内部監査の結果、団体を構成する農場について必須項目の不適合が指摘されているにもかかわらず、団体および当該農場が適切な是正処置を講じる意思がない場合、団体が当該農場を除名しない場合、または 3 か月以上放置されていることが確認された場合
- (3) 原産地表示違反や JGAP ロゴマーク使用に関する違反などの不適切な販売方法等により消費者の信頼を裏切り、または、農業関連法規、食品関連法規、環境関連法規、労働法規その他法令に違反し、JGAP 認証にふさわしくないと判断された場合
- (4) 認証に関する規定の料金を支払わない場合
- (5) 農場・団体が会社更生、破産、民事再生等の申立てを受け、または、自らその申立てをした場合、手形の不渡り処分、公租公課の滞納処分、または、差押等の強制執行を受けた場合、もしくはそれに準ずる事由が発生した場合
- (6) 審査を担当した審査員との不適切な関係が原因で審査結果が信頼できないと判断された場合
- (7) 認証機関が適切に次回の審査申込みを促したにもかかわらず、農場・団体から審査の申込みまたは意思表示がなく（他の認証機関へ移行した場合を除く）、本規則 7.3 に規定する審査のタイミングまでに審査が実施できなかった場合（注記）。

* 注記）認証機関の判断により、有効期限が切れる前に臨時審査を行うことも可能である。有効期限を過ぎている場合には、認証の取消しとなる。

- (8) 臨時審査（本規則 8.9 参照）を拒み続けている場合

10. JGAP の認証に関する表示

10.1 JGAP ロゴマーク

JGAPロゴマークには、JGAP認証プログラムロゴマーク、JGAP認証農場ロゴマーク、JGAP農畜産物使用ロゴマーク、JGAP指導員ロゴマークおよびJGAP認証機関ロゴマークがあり、その商標権は、協会に帰属する。

10.2 JGAP ロゴマークを使用できる者

JGAP ロゴマークは、本規則および別途定める「JGAP ロゴマーク使用の細則」に基づき、協会に申請し、使用許諾を得た者（以下、「使用者」という。）のみ使用することができる。ただし、協会は、次の各号に該当する者に対しては、JGAP ロゴマークの使用を許諾しない。

- (1) 協会の監査等により JGAP ロゴマークの使用に関して不正行為を働いたことが明らかになった者
- (2) 過去5年以内に JGAP ロゴマークの使用許諾が取り消されたことがある者
- (3) 過去の法令違反等により協会が使用者として相応しくないと判断した者

10.3 JGAP ロゴマークの使用方法

JGAP ロゴマークの使用方法の詳細については、「JGAP ロゴマーク使用の細則」に従う。

10.4 JGAP ロゴマークを使用しない JGAP 認証に関する表示

JGAP ロゴマークを使用せずに JGAP 認証について表示することは可能であるが、その場合、認証範囲、認証品目について誤解を与えないように表示しなければならない。

10.5 JGAP ロゴマークおよび JGAP 認証に関する不正表示への対応

使用者は、本規則および JGAP ロゴマーク使用の細則のほか、商標法、不正競争防止法、不当景品類および不当表示防止法その他の関係法令を遵守しなければならない。使用者が定めに反する使用をした場合、協会は、当該使用者に対して、使用差止、損害賠償請求、刑事告発等を含めた法的措置をとることがある。

11. JGAP 審査員

11.1 審査員の種類

JGAP 審査を実施できる審査員には下記の種類がある。

(1) 上級審査員

個別認証および団体認証における団体事務局の審査と農場の審査を担当することができる。

(2) 審査員

個別認証および団体認証における農場の審査を担当することができる。また、上級審査員または協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いの下で、団体認証における団体事務局の審査を担当することができる。

(3) 審査員補

審査員または上級審査員の立会いのもとで、個別認証および団体認証における農場の審査を担当することができる。

11.2 審査員補の登録要件

審査員補は、下記(1)から(3)までの要件をすべて満たしていることを認証機関が確認し、協会に家畜・畜産物分野の審査員補として申請のうえ登録する。

- (1) 獣医師もしくは相応の力量があると認証機関が判断する学歴および実務経験（例えば畜産関連の行政機関・業界団体・JA・企業等での指導的活動の実績等）のある者
- (2) 協会が承認する JGAP 指導員基礎研修【家畜・畜産物】の合格者
- (3) 協会が承認する JGAP 審査員研修【家畜・畜産物】の合格者

11.3 審査員の登録要件

審査員は、審査員補の登録要件に加え、下記(1)から(3)までの要件をすべて満たしていることを認証機関が確認し、協会に登録する。

- (1) 協会が承認する JGAP 団体認証研修の合格者
- (2) CODEX 委員会の食品衛生の一般原則に基づく一般衛生管理と HACCP の教育・訓練コース（最低 2 日間）の修了者（「農場 HACCP 審査員養成研修」（3 日間）修了・合格者を含む）
- (3) 審査員または上級審査員の立会いにより相応の力量が確認された個別認証または団体認証における農場の審査件数が 3 件以上の実施記録を有する者

11.4 上級審査員の登録要件

上級審査員は、上記 11.3 の審査員の登録要件に加え、下記(1)および(2)の要件を満たしていることを認証機関が確認し、協会に登録する。

- (1) 下記いずれかの研修コースの合格者
 - a) IRCA/JRCA/RABQSA 承認のマネジメントシステム審査員研修コース
 - b) 協会の認めるマネジメントシステム審査員研修コース
- (2) JGAP 審査の経験者
農場の審査件数が 15 件以上であって上級審査員または協会が上級審査員と同等と認めた者の立会いにより相応の力量が確認された団体事務局の審査件数が 2 件以上の実施記録を有する者

11.5 上級審査員、審査員の登録の継続

JGAP 上級審査員および JGAP 審査員の有効期限は 1 年間である。上級審査員、審査員の登録を継続するためには、年に 1 回、下記(1)から(3)までの要件のすべてを確認できる登録継続の申請書を協会に提出する。

- (1) 認証機関が開催する JGAP 審査員向け研修に年 1 回以上参加していること。

(2) 農場の審査件数が年 3 件以上であること。上級審査員は、これに加えて団体事務局の審査件数が 2 件以上であること。

(3) 協会が指定する研修を受講していること。

上記を満たせなかった場合、審査員はその処遇について協会の指導に従う。

11.6 審査員補の登録の継続

審査員補の登録を継続するためには、年に 1 回、協会が指定する研修の受講を確認できる登録継続の申請書を協会に提出する。

上記の申請がない場合、審査員補はその処遇について協会の指導に従う。

11.7 上級審査員、審査員および審査員補の登録にかかる費用

(1) 上級審査員、審査員および審査員補は、登録および登録の継続に当たり、年 1 回、登録費を協会に納入しなければならない。

(2) 協会は、登録された上級審査員、審査員および審査員補に対して、JGAP に関する情報を継続的に提供する。

11.8 審査員の独立性と公平性および守秘義務

(1) 審査員は、その独立性と公平性に影響するいかなる活動も行ってはならない。特に、審査日から前後 3 年以内は、審査を担当した農場・団体に対しコンサルティング（注記）または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。

*注記) コンサルティングとは、農場・団体に固有の JGAP に関する助言、指示または解決を与えることをいう。誰でも自由に入手できる一般的な情報に限られた教育訓練の講師を担当することはコンサルティングとはみなされない。

(2) 上級審査員、審査員および審査員補は、審査に関する情報と記録に関する機密を守るため、認証機関の定める手順を厳密に遵守しなければならない。

11.9 登録の取消し

下記のいずれかに該当する場合、上級審査員、審査員および審査員補の登録が取り消されることがある。取消しの判断は、協会が行う。

(1) 審査を担当した農場・団体との不適切な関係が原因で審査結果が信用できないと協会が判断した場合、あるいは不適切な関係が発覚した場合

(2) JGAP および協会の信用を傷つけたとき

(3) 本規則 11.7 に定める登録費を納入しない場合

11.10 その他

その他の JGAP 審査員に関する規則は「JGAP 審査員規約」に定める。

12. JGAP 内部監査員および JGAP 指導員

12.1 JGAP 内部監査員（団体認証のみ）

12.1.1 JGAP 内部監査員の種類

(1) JGAP 内部監査員

団体事務局と農場の内部監査を担当することができる。

(2) 内部監査補佐役

内部監査員の管理下で、農場の内部監査を担当することができる。管理下とは、内部監査補佐役の実施する内部監査に最終的に責任を有することであり、内部監査員による教育・訓練の記録および内部監査補佐役の実施した監査報告書を内部監査員が検証した記録を示せるようにする必要がある。

12.1.2 JGAP 内部監査員の要件

内部監査員は、下記 a) から g) の要件のすべてを満たさなければならない。内部監査員は、下記の要件を満たすことを証明する記録を示せるようにする必要がある。

- a) 食品安全衛生を含む GAP に関する最新知識を保有していること
- b) Codex HACCP のハザード分析に基づくリスク評価に関する知識を保有していること
- c) 家畜衛生および動物用医薬品に関する基本的な知識を保有していること
- d) 飼料、農薬、肥料、労働安全、アニマルウェルフェアおよび環境保全に関する基本的な知識を保有していること
- e) 人権・福祉および労務管理に関する基本的な知識を保有していること
- f) マネジメントシステム（団体統治）に関する知識を保有していること
- g) 監査に関する知識を保有していることおよび監査能力を保有していること

* 注記 1) a)～e)については内部監査を実施する団体が適用する版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準【家畜・畜産物】」の理解を含む。

* 注記 2) f)、g)については内部監査を実施する団体が適用する版の「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準【家畜・畜産物】」の理解を含む。

上記 a)～f)について、それぞれの要件を満たしていることを証明する方法として下記を推奨する。

a)、b)、d)、e)：協会承認 JGAP 指導員基礎研修【家畜・畜産物】の合格者および JGAP【家畜・畜産物】の指導員の資格を維持している者

c)：獣医師

f)、g)：協会が承認する JGAP 団体認証研修【家畜・畜産物】の合格者

* 注記 1) 内部監査員の要件を満たしていることを協会が承認している研修は、上記の研修のみであるため、上記以外の研修等が a)、b)、d)、e)、f)、g)の要件を満たしているかどうかについては、団体事務局の審査の中で審査員が研修内容等の詳細（カリキュラム、時間、講師、テキスト等）を確認する必要がある。

* 注記 2) c) の要件を満たせない場合、内部監査時に獣医師を同行して指導を受けたこと、または内部監査員が家畜衛生および動物用医薬品の管理に関して獣医師による指導を受けたことを記録しておく必要がある。

12.1.3 JGAP 内部監査補佐役の要件

内部監査員と同等の力量を有する者とし、内部監査において補足すべき事項があるときは、内部監査員が対応するものとする。

12.2 JGAP 指導員

12.2.1 JGAP 指導員の種類

(1) JGAP 指導員

農場が「適切で効率的な農場管理」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務の助言・支援を行うことができる者

(2) JGAP 上級指導員

農場および団体が「適切で効率的な農場管理と団体統治」を実現し、JGAP 認証を取得・継続するために、その指導・相談または農場管理業務および団体統治業務の助言・支援を行うことができる者

JGAP 指導員および JGAP 上級指導員は、その農場・団体が適用しようとする版の「JGAP 農場用 管理点と適合基準」および「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を理解し指導しなければならない。

12.2.2 JGAP 指導員の登録要件

協会は、以下の要件を満たした者を家畜・畜産物分野の指導員として登録する。

(1) JGAP 指導員

協会が承認する JGAP 指導員基礎研修【家畜・畜産物】の合格者および JGAP【家畜・畜産物】の指導員の資格を維持している者

(2) JGAP 上級指導員

JGAP 上級指導員は、JGAP 指導員の登録要件に加え、下記①および②の要件を満たす者

① 協会が承認する団体認証研修【家畜・畜産物】の合格者

② 10件（農場）以上のJGAP認証取得を支援した者

12.2.3 JGAP 指導員の登録の継続

JGAP 指導員および JGAP 上級指導員の有効期限は 2 年間である。更新をするためには、有効期限までに協会の指定する研修を受講し、最新の JGAP に関する知識を習得する必要がある。

12.2.4 その他

その他の JGAP 指導員に関する規則は「JGAP 指導員規約」に定める。

13. 認定機関および認証機関

13.1 認定機関の要件と認定業務

(1) 協会は、IAF 会員かつ MLA 署名の機関を認定機関（注記）として指定し、認定業務に関する

契約を締結する。認定機関との連絡は事務局長が責任者となる。

- (2) 認定業務は ISO17011 および協会と締結した認定業務に関する契約に基づき実施する。
- (3) 認定機関は、認定業務に関する実施要領を定め、認証機関に周知してから認定業務を実施し、認定した認証機関には認定証を発行する。
- (4) 認定機関は、認定に関する最新情報を協会に報告する。

*注記) 認定範囲が【家畜・畜産物】の場合には、協会が指定した機関も含む。

13.2 認証機関の認定要件

- (1) 認証機関は、JGAP の認証業務を実施するにあたっては、協会にその意向を打診する。協会は認証プログラムに関する説明を実施後、認証機関に対して初期レビューを実施し、JGAP の認証機関としての基礎的な適格性を判断する。
- (2) 認証機関は、認証業務に関して認定機関および協会と契約を締結する。
- (3) 認定機関は認証機関を非差別的に受け付け、下記 a)から e)の要件のすべてを満たす機関を認証機関として認定する。認定に関する詳細な内容は、認定機関の定める認定に関する実施要領に従う。
 - a) ISO/IEC 17065 および JGAP 総合規則に準拠した JGAP 認証システムを保有していること。
 - b) 上記について、本規則 13.1 に定めるところに従って協会と契約を締結した認定機関の審査を受け、認定されること。
 - c) 公平性・独立性が十分であること。
 - d) 認証費用が妥当であり、財務が健全であること。
 - e) 審査員の力量を有する技術責任者を 1 名有していること。技術責任者は JGAP の新版を認証機関の要員への教育・訓練、協会との技術的な窓口、審査員の手配の責任を持つ。
- (4) 認証機関は、認定機関への申請日から 1 年以内に認定を取得するよう努める。1 年以内に認定が付与されない場合は、協会と認証機関との間で契約の解除について検討する。ただし、遅延の原因が認定プログラムの中止等認定機関にある場合は、協会が確認する。

13.3 認証機関の権利と義務および認定取消し

13.3.1 認証機関の権利

認証機関は、JGAP の認証の取得を希望する農場・団体に対し、本規則に従って審査を実施し、JGAP の認証を付与することができる。

認証機関は、JGAP 認証に追加要求を課した他の認証を行うことができる。その場合、JGAP 認証を発行した上で実施し、他の認証が JGAP を活用していることがわかるようにする。また、JGAP の有効期限や審査のタイミングが他の認証の影響で問題がないように配慮する。

13.3.2 認証機関の義務

- (1) 認証機関は、認証を付与した農場・団体の登録内容を協会に報告しなければならない。登録内容に変更があった場合には、その内容を協会に報告しなければならない。

- (2) 認証機関は、別途規定する認証機関登録料を協会に納入しなければならない。
- (3) 認証機関は、認定された審査業務に関する農場・団体、その他関係者からのすべての異議申立て、苦情および紛争の記録とその対応内容を記録し、協会の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) 認証機関は、認定機関および協会の要求する研修会や会議に参加しなければならない。
- (5) 認証機関は、認定範囲を公表し、認定範囲外のサービスと明確に区別できなければならない。認証機関が提供する JGAP に関するサービスに関し不明瞭な点がある場合、協会は当該認証機関と協力し、これを解決する。
- (6) 認証機関は、年 1 回以上 JGAP 審査員向け研修を開催する。また、JGAP 審査員をはじめ、認証業務に係わる要員の力量マネジメントの仕組みを有し、要員の力量向上・目揃えに務めなければならない。

13.3.3 認定の取消し・返上

認定要件を満たさない場合、本規則に定める義務を怠った場合およびその他認定機関が不相当と判断する場合には、認証機関の認定が取り消される。原則として認定取消しの前に、認定機関は、認証機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取消しも可能である。

14. JGAP の研修および JGAP 研修機関の承認

14.1 JGAP の研修メニュー

協会は、下記の JGAP に関する研修を開発し、開発した資料の所有権を有する。

- (1) 指導員基礎研修
- (2) 団体認証研修
- (3) 指導員現地研修
- (4) 審査員研修
- (5) 特別研修
- (6) 定期研修（インターネット研修）

14.2 JGAP 研修機関の承認

協会は、本規則 14.1 に示す JGAP の研修を開催できる機関（JGAP 研修機関と呼ぶ）を承認する。承認は本規則 14.1 に示す(1)～(6)の研修メニューごとに実施するとともに、その承認範囲を明確にする。

14.3 JGAP 研修機関の権利と義務および承認取消し

14.3.1 JGAP 研修機関の権利

JGAP 研修機関は、本規則 11 章に定める JGAP 審査員、および本規則 12 章に定める JGAP 内部監査員、JGAP 指導員に関して、研修の修了や合格を証明する書面を受講者に交付することができる。

14.3.2 JGAP 研修機関の義務

- (1) JGAP 研修機関は、協会の実施する承認審査を受けなければならない。そのほか、承認に影響を与える事情が発生したと協会が判断する場合には、JGAP 研修機関に対して臨時の審査を実施することがある。
- (2) JGAP 研修機関は、別途規定する承認登録料を協会に納入しなければならない。
- (3) JGAP 研修機関は、承認された研修業務に関する受講生、その他関係者からのすべての異議申立て、苦情および紛争の記録とその対応内容を記録し、協会の求めに応じて報告しなければならない。
- (4) JGAP 研修機関は、協会の要求する研修会や会議に積極的に参加しなければならない。

14.3.3 承認の取消し

JGAP 研修機関が上記の義務を怠った場合、その他協会が不相当と判断する場合には、当該研修機関について JGAP 研修機関としての承認を取り消す。この場合、原則として承認取消しの前に、協会は JGAP 研修機関に対して文書による警告を行うものとするが、即時取消しも可能である

15. JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証

15.1 一般

他の認証プログラムの認証を有する農場・団体は、協会が定める「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）に基づき、他の認証プログラムと JGAP の重複する部分を省略して効率的に審査を受けることが可能である。

15.2 条件

- (1) 他の認証プログラムの認証機関と JGAP の認証機関は同一である必要はないが、IAF の会員でかつ MLA の署名のある認定機関（注記）に認定された認証機関もしくは認定審査中の認証機関でなければならない。

*注記）認定範囲が【家畜・畜産物】の場合には、協会が指定した機関を含む。

- (2) 他の認証プログラムと JGAP の重複する部分については、他の認証プログラム基準を使用して審査し、JGAP にのみ要求がある部分を協会が承認した「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）を使用して追加審査するものとする。
- (3) 発行される JGAP 認証書には、使用した審査基準として他の認証プログラムで使用した基準と「JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書」（農場用、団体事務局用）を版とともに明記する（7.4 (3) b) ②参照）。
- (4) JGAP の個別認証の有効期限は、他の認証プログラムの有効期限が切れた場合、その効力を失う。このため、JGAP の認証日から 2 年以内に他の認証プログラムの有効期限が存在する場合においては、他の認証プログラムの有効期限が個別認証の有効期限となる。他の認証プログラムの有効期限が更新された場合、個別認証の有効期限は JGAP の認証日から 2 年間で

- なる。この場合、農場・団体は更新された他の認証プログラムの認証書の写しを認証機関に提出することによって有効期限が修正された JGAP 認証書の再交付を受けることができる。
- (5) JGAP の団体認証における有効期限は 2 年間とする。団体を構成する農場の中で他の認証プログラムの有効期限が更新されなかった農場については、団体を構成する農場から除外される。この場合、団体事務局は、当該農場を団体の構成農場から除外したことを認証機関に通知しなければならない。
 - (6) その他については、JGAP の総合規則に則った認証とする。

16. JGAP と他の GAP との同等性認証

16.1 「JGAP と同等性を認められた基準文書」として承認されるまでの流れ

- (1) JGAP との同等性の承認を希望する他の GAP の著作権者は、別途定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」に従って、協会に同等性認証を申請する。
- (2) 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表を書類審査する。
- (3) 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の比較表についてパブリックコメントを募集し、審査する。
- (4) 協会技術委員会の管理の下で、他の GAP を使用し、協会が指定する JGAP 審査員による試行現地審査 (Witness Assessment) を実施する。
- (5) 協会技術委員会が、JGAP と他の GAP の同等性を判定する。
- (6) 協会技術委員長が協会理事会へ推薦する。
- (7) 協会理事会が、JGAP と他の GAP の同等性を承認し、他の GAP の著作権者に「JGAP と同等性を認められた基準文書」としての証明書を交付する。

16.2 「JGAP と同等性を認められた基準文書」を使用した JGAP 認証の実施

他の GAP を使用して管理を行う農場・団体は、下記の規則に従って他の GAP を使用した審査を実施した場合には、JGAP 認証書の交付を受けることができる。

(1) 認証機関

認証業務のすべては、本規則 13 章に従って認定機関が認定した認証機関と、本規則 11 章に従って、協会に登録された JGAP 審査員によって行われなければならない。

(2) 審査に使用される基準文書

認証は、「JGAP と同等性を認められた基準文書」と、本規則に定められた審査と認証に関する規則を使用して行われる。

なお、団体の場合であって、他の GAP が「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」との同等性を承認されていない場合には、「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を団体統治の審査基準として使用する。

(3) その他

その他の詳細な手順については、協会が定める「JGAP と他の GAP との同等性認証に関する細則」に基づき運営する。

17. 苦情対応、利害関係者の意見集約および認証プログラムの見直し

17.1 認証機関の苦情対応

認証機関は、農場・団体からの審査・認証に関するあらゆる苦情や異議申立てに対して、認証機関が定める苦情・異議申立て対応手順に従って処理し、苦情・異議申立てを行った者に対して、その対応を通知しなければならない。

17.2 認定機関の苦情対応

認定機関は、農場・団体および認証機関からの認定に関するあらゆる苦情や異議申立てに対して、認定機関が定める苦情・異議申立て対応手順に従って処理し、苦情・異議申立てを行った者に対して、その対応を通知しなければならない。

17.3 協会の苦情対応

協会は、すべての利害関係者からの下記に関する苦情を受け付け、適切に対応する。

- (1) 認定機関に関すること
- (2) 認証機関および審査員に関すること
- (3) 研修機関および研修講師に関すること
- (4) 指導員に関すること
- (5) 認証農場・団体に関すること
- (6) 協会および JGAP 認証プログラムに関すること

17.4 インテグリティプログラム

- (1) 協会は、JGAP が「JGAP 理念」に照らして効果的かつ効率的に運営され、買手側の信頼に応え、かつ、農場・団体の有効な経営改善ツールとして寄与しているかについて、認証プログラム全体を監視し、評価し、継続的に改善する必要がある。
- (2) 協会は、認定機関から認定機関の裁量で取り締ることのできない悪質な認証機関に関する報告を受けた場合、当該認証機関の状況を確認（訪問を含む）のうえ、必要に応じて認定機関と認証機関としての認定の一時停止または取消しについて協議する。
- (3) 協会は、認証機関から認証機関の裁量で取り締ることのできない悪質な農場・団体に関する報告を受けた場合、当該農場・団体の状況を確認（訪問を含む）、必要に応じて認証機関と認証の一時停止または取消しについて協議する。

*注記) 上記の事例として、頻繁に認証機関を変更し、維持審査を受けようとする場合等がある。

- (4) 協会は、認証機関からの報告に基づき、農場・団体で発生した苦情および食品安全に関する重大な不適合（法令違反を含む）・商品回収・起訴ならびにそれらに対して講じられた処置についての記録において、JGAP の信頼性確保の上で十分でないと判断した場合には、必要な処置を、認証機関を通じて、または直接農場・団体に指示する。
- (5) 協会は、認定機関、認証機関、審査員、指導員、農場・団体および農畜産物買手組織（消費者を含む）に対して、JGAP の信頼性に関する意見集約・調査を実施する。意見集約・調査は、認証機関の臨時審査（本規則 8.9 参照）の報告内容の確認をはじめ、シンポジウム・審査員

大会・指導員大会の開催、アンケートや抜打ち訪問等を含むあらゆる手段で実施する。調査の結果は、リスクベースの評価を実施した上で下記の活動に活用する。

- a) JGAP 基準文書の改定を含む認証プログラムの見直し
 - b) 認定機関、認証機関、審査員、指導員、農場・団体への指導
 - c) JGAP 研修内容への反映
- (6) 協会は、上記(5)の評価および社会情勢の変化により JGAP の信頼性を損ねる懸念材料や傾向が考えられる場合には、自ら該当する利害関係者（認定機関、認証機関、認証農場・団体を含む）に対して確認し、必要な対策を講じる。

17.5 免責事項

協会、認定機関および認証機関は、認証農場・団体が販売する農畜産物について、法的な責任を負わない。



一般財団法人 日本 GAP 協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: <http://jgap.jp>